

公認ITAMコンサルタントトレーナー事業者資格認定基準

2021年1月5日 施行

(目的)

第1条 本基準は、公認 ITAM コンサルタントトレーニング事業者（以下、「C-TCITAM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、IT 資産管理 (ITAM) に関する正しい知識を有しており、且つ公認 ITAM コンサルタント研修において講師を担当することが可能である能力を有する事業者を C-TCITAM として認定する。

2. 資格を申請する事業者については法人格であることを求めず、事業部相当の組織を可とする。

3. C-TCITAM資格の認定要件として、次のとおり定める。

(イ) 公認ITAMコンサルタントトレーナー(TCITAM)が1名以上所属していること。

(ロ) 登録審査料として、SAMACに10万円（消費税等別）を納めていること。
納めた登録審査料は理由を問わず返金しないこととする。

(資格有効期間)

第3条 資格の有効期間は、資格認定後1年間とする。

(資格更新要件)

第4条 下記に示す要件を満たす場合は、C-TCITAM資格を更新することができる。

(イ) 公認TAMコンサルタントトレーナー(TCITAM)が1名以上所属していること。

(ニ) 更新審査料として、SAMACに5万円（消費税等別）を納めていること。
納めた更新審査料は理由を問わず返金しないこととする。

(研修実施要件)

第5条 公認 TAM コンサルタント研修実施については以下要件を満たさなければならない。

(イ) C-TCITAM が公認SAMコンサルタント研修を開催する場合には1か月前までに開催要領をSAMAC事務局に報

告しなければならない。

(ロ) 資格試験問題はSAMAC事務局より送付する。

(ニ) 資格認定委員会メンバーがモニタリング参加する場合がある。

(本基準の改廃等)

第6条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。

2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

(本基準の施行)

第7条 本基準は2021年1月5日より施行する。

以上